

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	23 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から58年8月まで  
② 昭和59年7月から60年5月まで

私は、昭和43年9月に国民年金の被保険者になったが、加入手続は父が行ってくれていたと思う。当時、私は学生であったので、加入方法は全く分からない上、卒業後も父から国民年金の話は聞いたことはないので、どのように納付していたのかも分からないが、父はきっちりした性格であったので、私の国民年金保険料を納付してくれていたように思う。

申立期間①及び②に国民年金保険料の納付記録がないか、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格を取得する要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、43年9月10日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日と一致している。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間①のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間については、加

入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って来ていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、加入当時における具体的な納付状況は不明である。

また、申立人が年金を受給するためには、60歳期間満了時において国民年金保険料の納付済期間及び免除期間等を合算して25年以上が必要であるところ、申立人が所持する加入当時における4枚の現年度保険料の領収証書を見ると、昭和58年10月から申立期間②直前の59年6月までの9か月の保険料については、3か月分ずつ3回に分割して納付しているが、残る1回は、申立人が満35歳となる申立期間①直後の58年9月の1か月の保険料のみを納付していることが確認できることから、これらの納付は、申立人の年金受給資格期間を最低限確保する目的で行われたものと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳は無いと陳述している。

加えて、申立期間①は15年間に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、前述のとおり、申立人に係る国民年金保険料の納付が開始された直後の期間であるとともに、申立人の父親及び母親は、ともに国民年金制度が発足した昭和36年4月からそれぞれ60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人の年金受給資格期間を最低限確保する目的で納付を行ったとみられる申立人の父親が、11か月間と短期間である申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から52年3月まで

私は、時期は定かではないが、夫の国民年金保険料を徴収に来ていた集金人に勧められて国民年金に加入した頃、「今なら、保険料を遡って支払える。」と言われたことを覚えている。納付金額及び納付場所については覚えていないが、当時生活が苦しかったので、母から生活費を含めて10万円を借り、その中から保険料を遡って納付したことはよく覚えている。

その時の手書き領収証書を年金手帳に貼り付けていたが、平成18年に戸籍の名前を変更した際、現在の年金手帳を渡され、当時の年金手帳を返してくれなかったため、今は無い。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定でき、この時点において、申立期間のうち、50年1月以降の国民年金保険料は、当時A県下の社会保険事務所(当時)が暦年単位で運用していたとされる時効完成前の過年度保険料であるとともに、当該期間の保険料額及び加入当時における昭和52年度の現年度保険料額等を合算すると6万6,300円であり、申立人がその母親から生活費を含めて10万円を借り、その中から保険料を遡って納付したとする申立内容からすると、納付金額としておおむね符合しているものと考えられる。

また、申立期間当時、B市では、窓口で過年度保険料用として社会保険事務所の納付書を備え付け、手書きにより発行していたことが確認されているほか、

申立人は、申立期間後、60歳期間満了までの約27年間にわたり、国民年金保険料を完納していることなどを踏まえると、申立期間のうち、昭和50年1月以降の国民年金保険料については、過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和49年12月以前の期間については、前述のとおり、申立人の加入手続が行われたとみられる52年12月時点において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間を含めた申立期間の保険料を、その後実施された第3回目の特例納付時に特例納付した場合の保険料額は、申立人がその母親から借りたとする10万円を大きく上回っている。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和49年12月以前の国民年金保険料を遡って納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により変更前の戸籍名を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和49年12月以前の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで  
② 昭和62年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料の納付に関しては、全て父が行っているため、私自身は詳しいことは分からないが、私が大学を辞めた後、父の店を手伝うようになった昭和57年4月から国民年金に加入していることはつじつまが合っているように思う。

また、父は高齢のため、当時の具体的な内容についてはよく思い出せないが、一たび国民年金保険料の納付を開始すれば、途中の6か月間のみを未納にするようなことは天地神明にかけてないと言っている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び前後の第3号被保険者の状況から、昭和63年4月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、その2か月後の同年6月30日に、その時点で時効完成前の納付が可能な申立期間①直後の61年4月から62年3月までの過年度保険料及び63年4月から同年6月までの現年度保険料をまとめて納付していることが申立人のオンライン記録より確認できる。この場合、申立期間①は、当該納付日時点において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の父親が、申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は

見当たらないほか、申立人の父親に申立人に係る国民年金の加入時期について事情を聴取したところ、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和63年4月頃に間違いはないと陳述している。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人のオンライン記録によると、申立期間②前後の期間である申立期間①直後の昭和61年4月から62年3月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間は国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、当該期間後、現在までの国民年金被保険者期間において保険料をほとんど現年度により納付しており、厚生年金保険との切替手続等も適切に行われていることから、申立人の国民年金に加入後における申立人の父親の納付意識の高さがうかがえるとともに、父親は、当時は事業の売上げも順調であり、納付書が送付されてくれば必ず保険料を納付していたと陳述していることなどを踏まえると、申立人の父親が6か月間と短期間である申立期間②の保険料を過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年5月まで  
② 平成11年8月から12年10月まで

私は、平成元年7月に会社を退職後、結婚する7年7月頃まで国民年金保険料を納付していなかった。結婚後、そのことを妻に話したところ、妻がその期間の納付についてA市役所で相談をし、5年6月から7年3月までの過去2年分の保険料を遡って納付する手続きをしたと聞いている。

妻は私の平成5年6月から7年3月までの過去の未納分の国民年金保険料を、一度に納付するのは大変だったので、分割して納付することとして私と妻の平成7年度の現年度保険料と一緒に毎月銀行で納付してきたと言っているのに、申立期間①だけが未納になっており納付できない。妻が私の未納を心配して前後の期間を納付しながら、申立期間①だけ納付しないはずがない。

結婚後の国民年金保険料は、妻が納付書を使って毎月又は2か月ごとに銀行で私たち二人分を一緒に納付していたと聞いており、私たちの生活状況も変わっていないのに申立期間②だけ納付できなかった理由は見当たらない。また、この期間について妻が付けていた会計簿には、二人分の保険料額が記載されているので、それぞれの期間が未納と記録されていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立人夫婦の国民年金保険料の納付を担当していた申立人の妻が、申立期間を含む平成5年6月から7年3月までの保険料を、夫婦の平成7年度の現年度保険料と併せて同時に過年度納付していたと申



し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、平成7年7月27日にB社会保険事務所（当時）で、同手帳が再発行されたことが確認でき、申立人の妻が結婚後、申立人の未納保険料についてA市役所に相談に行ったとする時期と符合する上、その時点から遡って納付可能な5年6月から過年度納付が開始されていることが、オンライン記録から確認でき申立内容と符合する。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間①前後の平成5年6月から6年1月までの期間及び同年6月から7年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、5年6月から毎月過年度納付を始めたとする申立人の妻が、前後の期間を納付しながら、申立期間だけ納付しなかったと考えるのは不自然である。

申立期間②について、申立人はその妻が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に金融機関で一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の妻が申立期間②の保険料額を記載したとする家計簿（会計簿）を見ると、記載されている金額は当時の夫婦二人分の保険料額と一致している箇所もあるものの、妻は「毎月の家計の目安として記載した金額で、領収書を基に逐一記載したものではない。」と陳述している上、保険料記載欄に保険料以外金額が記載されている箇所及び保険料額が月ごとに異なっている箇所もあることから、家計簿の記載どおりに保険料が納付されていたとまで判断することはできない上、申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、申立期間②の保険料は夫婦共に未納と記録されており、夫婦に係るC市の国民年金被保険者名簿と一致している。

また、申立人は申立期間②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の夫婦の保険料の納付を担当していたとする申立人の妻は金融機関で申立期間の保険料を納付していたと陳述しているものの、平成11年11月にC市に転居する以前の納付について具体的な記憶がない上、A市又はC市いずれの納付書で、いつ納付したか記憶が定かではなく、申立期間当時の申立人夫婦の具体的な納付状況を確認できない。

さらに、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号導入以降であり、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、記録漏れ、記録誤りなどの事務的過誤が生じる可能性は低いものとされている。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は上述の家計簿以外に無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月まで

私は、高校卒業後 A 県 B 市（現在は、C 市）で両親の希望により家の手伝いをしていた。

家族の国民年金の管理は父が行っており、私の加入手続の時期は分からないが、父は地域の役員をしており、私の国民年金の加入手続をするために市役所へ行ったときに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

また、「地域」の当番が申立期間の国民年金保険料の集金に来ていたことを覚えている。

両親と当時同居していた姉は昭和 36 年 4 月から納付済みとなっているのに、私だけ申立期間が未納の記録になっていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族の国民年金の管理を申立人の父親が行っており、申立期間の国民年金保険料については、父親が納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 8 月に払い出されており、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については現年度納付が可能であり、申立期間のうち、37 年 12 月から 38 年 3 月までの保険料については過年度納付をすることが可能である。

また、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和 38 年 6 月から同年 10 月までの国民年金保険料を同年 10 月 10 日に現年度納付していることが確認でき、オンライン記録上の申立人の両親及び姉の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、当時、家族の保険料の納付

を担っていた申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の父親は地域の役員をしており、当時、定期的にB市役所に出入りをしていたと申立人は説明しているところ、C市は、申立期間当時の過年度納付書の発行について、市役所で加入手続を行った時に希望があれば過年度納付書を発行していたと思うと回答していることなどから、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続と同時に申立期間の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間後の昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料は当初未納期間とされ、平成21年8月20日に納付済期間に記録訂正されており、行政側の記録管理に事務的過誤が見受けられることから、申立期間の納付記録についてもなんらかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで

私は結婚後、自分で国民年金の加入手続きを行い、その後、種別変更もしているが、国民年金保険料は全て納付してきた。申立期間当時の昭和60年6月頃は、A県B市からA県C市に引っ越したが、転居に伴う住民票の異動及び国民年金の手続きも一緒に行っており、申立期間の保険料は、B市から年度初めに郵送されてきた納付書で、B市役所の出張所で納付したか、C市に転居後、同市役所国民年金課で手続きを行い、その後、納付書で金融機関から納付したと思う。

国民年金保険料は、毎回、主人の給料日後ぐらいの時期に納付しているはずなので、申立期間について、記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿索引票及び同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和57年12月に同年10月まで遡って強制加入被保険者資格を取得し、同年11月に任意加入被保険者への種別変更手続きを適切に行っていることが確認できる。また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金被保険者資格の取得時から現在に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料を完納していることが確認できることから、申立人の保険料に関する納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、B市からC市に転居したが、いずれかの市が発行した納付書で国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、B市では、申立期間当時、1年間分の納付書をまとめて4月に発送していたとしている上、申立人に係るC市の国民年金被保険者関係届（申出）書を見ると、申立人が同市に転入した翌日の昭和60年5月28日に国民年金の届出が行われた

ことが確認でき、同市では、申出があれば他市町村における現年度分の納付書を発行することが可能であったとしていることから、申立人は、申立期間の納付書を入手できる状況であり、保険料を納付することは可能であったと考えられる。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から59年12月まで

昭和45年12月、私は会社を退職して父親が経営していた事業を共同で経営するようになり、将来の生活の保障を考えて妻と一緒に国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は妻に任せていたが、妻によると、夫婦二人分の保険料を毎月欠かさず、おそらく郵便局で納付しており、申立期間当時の領収書の形状も覚えているとのことである。納付が困難で免除を受けたときもあったが、そうでないときは頑張って納付を続け、未納期間が生じないように努めてきたつもりである。申立期間について保険料が未納とされていることには納得できない。

また、年金記録確認第三者委員会による調査の過程で、特殊台帳において、未納期間とされる申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの期間が国民年金保険料の免除期間である旨記録されていることを知らされた。私は、上記のとおり、あくまで申立期間の保険料を納付したものと記憶しているが、少なくとも免除はされているはずである。この点も踏まえて詳しく調査の上、年金記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの期間について、特殊台帳によると、当該期間を含む昭和59年度の全月が申請免除期間である旨記載されていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間直後の昭和60年1月から同年7月までの期間については当初申請免除期間（平成5年12月1日及び6年11月29日に国民年金保険料を追納）とされていたことを踏まえると、国民年金保険料の免除期間とするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 59 年 3 月までの期間について、特殊台帳によると、申立人及び申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻のいずれについても、保険料の未納期間とされていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人夫婦が所持する国民年金手帳によると、当該期間のうち、国民年金保険料の収納が印紙検認方式であった昭和 46 年 7 月から 50 年 3 月までの期間については、保険料納付に係る検認印が認められない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から59年12月まで

昭和45年12月に夫が会社を退職して義父が経営していた事業を共同で経営するようになり、私もその仕事を手伝うようになったが、将来の生活の保障を考えて夫と一緒に国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は私が行い、私は夫婦二人分の保険料を毎月欠かさず、おそらく郵便局で納付しており、申立期間当時の領収書の形状も覚えている。納付が困難で保険料の免除を受けたときもあったが、そうでないときは頑張って納付を続け、未納期間が生じないように努めてきたつもりであり、申立期間について保険料が未納とされていることには納得できない。

また、年金記録確認第三者委員会による調査の過程で、特殊台帳において、未納期間とされる申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの期間が国民年金保険料の免除期間である旨記録されていることを知らされた。私は、上記のとおり、あくまで申立期間の保険料を納付したものと記憶しているが、少なくとも免除はされているはずである。この点も踏まえて詳しく調査の上、年金記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの期間について、特殊台帳によると、当該期間を含む昭和59年度の全月が申請免除期間である旨記載されていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間直後の昭和60年1月から61年3月までの期間については申請免除期間とされていることを踏まえると、国民年金保険料の免除期間とするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和46年7月から59年3月までの期間について、



特殊台帳によると、申立人及び申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫のいずれについても、保険料の未納期間とされていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人夫婦が所持する国民年金手帳によると、当該期間のうち、国民年金保険料の収納が印紙検認方式であった昭和46年7月から50年3月までの期間については、保険料納付に係る検認印が認められない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から47年3月まで

私は、昭和44年8月に会社を退職して自営業を始めたが、国民年金にはしばらく加入していなかった。その後、正確な時期についての記憶はないが、母親の国民年金保険料の集金に来ていた隣人の女性に、私の国民年金の加入手続を行ってもらい、同時に、いつからいつまでの分で、いくらぐらいの金額だったかは覚えていないが、過去の未納期間の保険料を母親に納めてもらった。その時の領収証書は受け取ったと思うが、後日、年金手帳ごと紛失してしまった。

その後、私の妻も国民年金に加入していないことが分かったので私が妻に加入を勧め、妻は私と同様に加入手続を行い、昭和46年1月まで遡って未納期間の国民年金保険料を前述の集金人にまとめて納付した。その時の妻の分の領収証書は手元に有る。

加入手続後の国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付しており、妻の未納期間の保険料が加入手続時に遡及納付されている以上、私自身についても、妻と同様、加入手続時点で遡れるだけ遡って納付しているはずである。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間149か月間の国民年金保険料を全て納付済みである上、加入当初、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和39年10月に任意加入して以降、60歳到達により資格を喪失するまでの保険料を完納しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に払い出されていることが確認でき、申立人については、この頃に加入手続が行われたものと推認できる。この場合、加入手続時点においては、申立期間のうち、45年10月から47年3月までの保険料は、過年度納付が可能である。

さらに、申立人の妻は、申立人より少し後に加入手続を行い、加入手続時に遡及納付を行ったとしているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が昭和48年2月に払い出されていることに加え、妻が所持する国庫金の領収証書によると、46年1月から47年3月までの保険料が、48年2月14日に一括して過年度納付されていることから、申立人の妻については、この時期に加入手続がなされ、加入手続時点で、制度上納付可能な限りの期間に係る保険料が遡及納付されたものと推認できる。このことは、申立内容と一致しているとともに、申立人及びその母親の納付意識の高さに鑑みると、申立人についても、その妻と同様に、同じ集金人に対して、加入手続時点で制度上納付可能だった45年10月以降の期間に係る保険料を遡って納付している可能性を否定できない。

一方、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和44年8月から45年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができなかつたことに加え、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年8月まで  
② 平成2年8月から3年3月まで

はっきりとは覚えていないが、会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したので、昭和56年1月頃にA県B市役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったように思う。

申立期間①の国民年金保険料については、金額は覚えていないが、加入手続の後就職し、給料をもらったので、まとめて納付をした記憶がある。

申立期間②の国民年金保険料については、再び会社を退職した後、再加入手続を行い、当時のC銀行D支店(当時)の自身の預金口座から7万円を引き出し、郵送された納付書により、6万7,200円をその場で納付したはずである。

平成3年の秋頃にB市役所に問い合わせた時には「未納は無い。」と聞いたのに、申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市において、昭和56年1月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、平成3年10月から同年12月頃までに払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料については未納が無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は8か月と短期間である。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付等に係る状況について、i) 再加入手続後に納付書が送付されたため、C銀行D支店の自身の口座から7万円を引き出し、そのうち6万7,200円を保険料として、その場で納付したこと、ii) 納付後の平成3年秋頃に申立人自身でB市役所へ電話で問い合わせたところ、未納が無いことを確認した旨、具体的に陳述しているところ、陳述の金額は当該期間の保険料額と一致する上、社会保険事務所(当時)では、納付可能な加入期間に係る過年度納付書を郵送することが通例であったことを踏まえると、一連の陳述の信<sup>びょう</sup>憑性は高いものと考えられる。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月から同年12月頃までに払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、昭和56年9月21日付けで国民年金被保険者資格の喪失及び平成2年8月24日付けで資格の取得の記録が3年12月6日に追加されていることから、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期以前においては、申立期間①及び②を含む昭和56年1月から平成3年12月までの一連の期間は、国民年金未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 3 日から 42 年 3 月 10 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和 43 年 1 月 24 日の約 2 か月前の 42 年 11 月 27 日には国民年金手帳記号番号の払出しを受けて国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が申立期間当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後 18 ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 20 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を除き 3 人見られるところ、同名簿のこれらの者の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるが、申立人の欄には「脱」の表示は無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月15日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書、A社提出の平成19年分源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の回答から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び平成19年分源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年6月30日から38年4月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から37年9月までは1万6,000円、同年10月から38年3月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和38年4月26日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年4月から同年10月までの標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月30日から38年4月4日まで  
② 昭和38年4月26日から同年11月1日まで

私は、A社の前身であるB社時代の昭和32年5月頃から、A社が倒産した1か月後の38年11月頃まで継続して勤務していた。

しかし、ねんきん特別便で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無かった。

当時、弟と一緒に寮に住込み、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述等から判断すると、B社はA社として法人



化したことが推定できるところ、商業登記簿の記録によると、同社は昭和 35 年 5 月 30 日に会社を成立し、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、法人化する前の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、申立人は、同事業所において、同年 6 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失後、38 年 4 月 4 日に A 社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の陳述から、申立人は、A 社が法人化された後の申立期間においても、その業務内容、勤務時間等に変化は無く継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、申立人と一緒に寮に住み込み、同質の業務に従事していた申立人の弟及び申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも A 社が適用事業所となった日である昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「厚生年金保険への加入は、A 社が決めていたので、途中で辞退したことはない。」旨陳述しているところ、A 社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚からは、「当時、厚生年金保険への加入について希望を聞かれたことはなかった。」と申立人と符合する内容の回答が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社が法人化する前の B 社における申立人の昭和 35 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録及び A 社における申立人とほぼ同年齢で同職種の同僚の記録から、同年 6 月から 36 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 37 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 38 年 3 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 49 年 10 月に解散している上、事業主も既に死亡しているため当時の事情を確認できないものの、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届や、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、38 年 4 月 4 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 35 年 6 月から 38 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が A 社の倒産後に残務整理を行い、一緒に退職したとして名前を挙げた同僚の資格喪失日は、昭和 38 年 11 月 1 日と記録され、当該記録は申立人主張の退職日と符合していること、及び申立期間当時の複数の同僚から在籍していた旨の陳述が得られたことなどから判断すると、申立人

は、申立期間において同社に勤務していたことが認められるものの、年金事務所の記録では、同年4月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、年金事務所の記録では、A社が昭和38年12月1日に適用事業所ではなくなったとする処理が行われているが、同社の事業廃止日は、その前の同年4月26日と記録され、同日付けで被保険者資格を喪失している者が申立人を含め32人確認でき、残りの被保険者数は6人となっている。このうち、同年4月及び同年9月に退職したとする同僚2人は、いずれも「自身の退職時点では事業は継続しており、従業員も実際には20人ないし30人程度勤務していた。」旨を陳述している。

また、A社の事業廃止日とされる昭和38年4月26日に被保険者資格を喪失している上記32人のうち5人については、いずれも被保険者資格を喪失した約3か月後の同年7月24日になって、資格取得届の処理を行っている記録が確認できる一方、同社が適用事業所ではなくなった約2年2か月後の40年2月19日になって、今度は当該5人に係る被保険者資格の取得自体の取消処理が行われているなど、不自然な事務処理が行われている。

さらに、当該32人のうち、申立人を含め27人には、資格喪失時に健康保険被保険者証を滅失して返納できない場合の「証滅失届済」の印が確認できるが、昭和38年9月にA社を退職したとする上記同僚は、「退職時まで健康保険被保険者証を所持しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している。

以上を踏まえると、A社は、昭和38年4月26日以降も事業を継続して行っていたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人について、昭和38年4月26日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人と同一時期に退職したとする同僚の資格喪失日の記録から、同年11月1日であると認められる。

また、昭和38年4月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人のA社における38年4月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年5月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年5月28日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に係る資格喪失日が昭和51年2月29日となっているとの回答を受けた。

しかし、私は、申立期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述によると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できるものの、年金事務所の記録では、昭和51年2月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、年金事務所の記録では、A社が昭和51年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、申立人と同様に同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚47人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格喪失後の同年4月中に被扶養者認定を受け、「分俵費」の支給を受けている者が認められる。

また、上記被保険者原票において、昭和51年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、その後、取消処理が行われている者も認められる。

これらのことから、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の届出及びこれらに伴う申立人らの厚生年金保険被保険者資格喪失届は昭和51年5月下旬頃に提出され、同年2月29日に遡及して処理されたものと推定される。

さらに、A社に係る上記被保険者原票によると、上記の同僚47人の健康保険被保険者証が返納された日は、その多くが昭和51年5月29日であることが確認できるところ、同僚は、「昭和51年5月17日に、初めてA社から倒産する旨の説明を受けた。」と陳述しており、同年2月29日において、同社は、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理をする合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和51年2月29日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年5月28日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月31日から28年2月1日まで  
ねんきん特別便により、父の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。父は、昭和19年6月1日にA社に入社し、B社の開業準備を担当するため同社に移籍したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の社報及び辞令簿、B社の30年史、同社に係る商業登記の記録並びに申立人作成の回顧録から、申立人が申立期間にA社及びB社で継続して勤務(昭和27年2月1日にB社に入社)していたことが認められる。

また、前述の社報では、申立人がA社において昭和27年1月31日に「就業規則第44条第1項第3号により解職」された旨記載されているものの、現在の同社担当者の陳述から、当該規定は休職に係るものであり、申立人は、申立期間に同社を休職扱いとなったまま、B社の開業準備業務に当たっていたものと考えられる。

一方、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、A

社の担当者は、「子会社が新たに設立され、当社から当該子会社に社員が移籍する場合の社会保険の取扱いについては、現在であれば、新会社が適用事業所となる時点まで、当社において被保険者としている。」旨陳述している。そこで、商業登記の記録により、B社と類似した設立経緯を持つことが確認できるA社の子会社2社について、両社が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新規適用日」という。）に被保険者資格を取得している者の被保険者記録を見ると、直前まで所属していたA社（関連会社を含む）において、当該新規適用日まで被保険者であったことが確認でき、前述の担当者の陳述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社において給与を支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年12月及びB社における28年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から5年10月1日までの期間及び8年4月1日から9年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年1月から同年6月までは47万円、同年7月から5年9月までは41万円、8年4月から9年9月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成5年10月から6年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から6年8月1日まで  
② 平成8年4月1日から9年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていることが分かった。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年1月1日から5年10月1日までの申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、4年1月から同年6月までは47万円、同年7月から5年9月までは41万円と記録されていたところ、同年2月12日付けで、4年1月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられてい

ることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の元取締役及び元従業員7人の標準報酬月額についても、申立人と同様に遡及して記録訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「平成3年頃のバブル崩壊後から業績が急速に悪化し、社会保険料をはじめ公租公課の滞納が生じていた。」と陳述している。

加えて、商業登記の記録から、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、同社の複数の元取締役は、「申立人の担当業務は営業であり、社会保険の手続等には関与していなかった。」と陳述している。

申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、36万円と記録されていたところ、平成9年1月9日付けで、8年4月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の元取締役及び元従業員12人の標準報酬月額についても、申立人と同様に遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主及び当該期間当時の経理担当者は、「経営の悪化により社会保険料の滞納が増大し、社会保険事務所のアドバイスで標準報酬月額を引き下げる措置を取った。その後、社会保険事務所の是正勧告を受け、平成9年10月以降は正しい標準報酬月額を届け出た。」と陳述しており、当該期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、商業登記の記録から、申立人は、当該期間はA社の取締役ではなかったことが確認できる上、前述の元取締役は、「申立人は、社会保険の手続等には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年2月12日付け及び9年1月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について4年1月1日及び8年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理は有効な記録訂正であったとは認められない。したがって、申立人の4年1月から5年9月までの期間及び8年4月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（平成4年1月から同年6月までは47万円、同年7月から5年9月までは41万円、8年4月から9年9月までは36万円）に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成5年10月1日から6年8月1日までの期間については、上記の遡及訂正処理日（平成5年2月12日）以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。



しかし、申立人から提出された預金通帳の写しを見ると、当該期間に含まれる平成6年2月から同年7月までの給与額は、遅配であったことがうかがえるものの、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成4年1月から5年9月までの標準報酬月額が9万8,000円に遡及して訂正され、同年10月から6年7月までの期間の標準報酬月額も9万8,000円と記録されている元取締役は、「当時の給与明細書は所持していないが、厚生年金保険料の控除額が急に減った、又は控除額が減ることによって給与の手取額が急に増えたというような記憶はない。」と陳述している。

さらに、申立期間②の標準報酬月額が遡及して訂正されているA社の元従業員の一人が所持している平成8年分の給与明細書を見ると、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額又はそれ以上の保険料額が給与から控除されていることが確認できる。このことから、申立期間①のうち、標準報酬月額が遡及して訂正されている4年1月から5年9月までの期間については、当該遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと考えられ、また、前述の元取締役の陳述から判断すると、同年10月から6年7月までの期間についても、引き続き遡及訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたものと推認される。

以上のことから、申立人の平成5年10月から6年7月までの標準報酬月額については、直前の期間における遡及訂正前の標準報酬月額である41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和20年7月16日、資格喪失日は21年3月1日、同社D支店における資格取得日は同年3月1日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月16日から21年3月1日まで  
② 昭和21年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①は、A社E支店から同社C支店へ転勤した時期であり、申立期間②は、同社C支店から同社D支店へ転勤した時期と重なる。同社で継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出された人事記録、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が、A社で継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者の被保険者記録（資格取得日は昭和20年（月日の記載無し）、資格喪失日は21年3月1日）が確認できるところ、当該記録は、オンライン記録において基礎年金番号に統合されていない。

しかし、前述の人事記録及び資格取得届から判断すると、事業主は、申立人がA社C支店において昭和20年7月16日に資格を取得した旨の届出を行ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、申立人のA社C支店における資格取得日は昭和20年7月16日、資格喪失日は21年3月1日であると認められる。

申立期間②については、前述の人事記録等の資料及び申立人の詳細な陳述から、申立人が、A社D支店で継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人に係る備考欄（資格喪失年月日の右横）を見ると、「転勤」と記載されている。さらに、日本年金機構F事務センターは、「年金事務所では、B社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を一部しか保管していない。」としている上、保管されている当該名簿は、その記載内容から、申立期間より後の昭和29年頃に作成されたものと考えられ、被保険者の資格喪失日も全て同年8月1日以降となっており、申立期間当時に資格を喪失した被保険者に係る記録は欠落していることがうかがえることから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社D支店において昭和21年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年7月15日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、同年7月15日の標準賞与額に係る記録を23万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年12月24日において、標準賞与額23万7,000円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、同年12月24日の標準賞与額に係る記録を23万7,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月15日  
② 平成20年12月24日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社から支給された申立期間①及び②の賞与の記録が無いことが分かった。

賞与の受給と厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細書等を提出するので、申立期間の賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年7月15日及び同年12月24日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、

上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 7 月 15 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 12 月 24 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 15 日に支給された賞与から、標準賞与額 23 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 12 月 24 日については、A社から提出された賞与明細書及び賃金台帳により、標準賞与額(23 万 7,000 円)に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 23 万 7,000 円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年9月1日から16年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から18年8月まで

私は、昭和44年3月から平成20年4月に会社が廃業するまで、A社に勤務した。当該勤務期間のうち、15年9月から18年8月までの期間については、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が給与明細書に記載されている給与支給額よりも低くなっている。納得がいかないため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成15年9月から16年9月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成16年10月から18年8月までの期間については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額となることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 大阪厚生年金 事案 10885（事案 6474 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 26 日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てに対する回答文に記載された判断の理由は、状況証拠のようなものが列挙されているだけで、納得できるものではない。A社は結婚のために退職したが、働く意思はあったので、すぐにB社に勤務しており、当時、脱退手当金を受給する意思は無かった。脱退手当金は請求も受給もしていないので、改めて審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年8月3日に支給決定されていること、ii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日が同年7月4日付けで訂正されており、申立期間の脱退手当金の支給決定日を踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然であること、iii) 申立期間当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったため、同社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかぬことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、「A社は結婚のために退職したが、働く意思はあったので、すぐにB社に勤務した。」旨陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、基礎年金番号に未統合となっていた昭和36年11月1日から38年1月26日までの被保険者記録が判明し、平成23年3月15日に申立人の記録として統合されていることがオンライ



ン記録から確認でき、申立人は、脱退手当金の支給決定日の3か月後の同年11月1日には、同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていることから、当時、申立人が脱退手当金を受給する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D部門における資格取得日に係る記録を昭和42年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月21日から同年12月20日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時私はA社C営業所から同社D部門に異動しており、同社のE部門に問い合わせたところ、その際の手続ミスが判明した。私は申立期間も同社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和42年11月21日にA社C営業所から同社D部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D部門における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和42年12月20日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低く記録されていることが分かった。

申立期間の給与支払明細書（写し）を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書（写し）の保険料控除額又は報酬額から、当該期間のうち、平成9年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年9月は24万円とすることが妥当である。

一方、平成9年8月は、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に基づ

く標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年5月から同年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円、同年11月及び同年12月は16万円、6年1月及び同年2月は15万円、同年3月から7年3月までは16万円、同年4月から同年10月までは17万円、同年11月は18万円、同年12月から8年3月までは17万円、同年4月から9年2月までは18万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月から10年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月20日から11年1月21日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって申立期間のうち、平成5年6月から7年6月までの期間、同年8月から8年1月までの期間及び同年3月から10年6月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月

額から、5年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円、同年11月及び同年12月は16万円、6年1月及び同年2月は15万円、同年3月から7年3月までは16万円、同年4月から同年6月まで及び同年8月から同年10月までは17万円、同年11月は18万円、同年12月、8年1月及び同年3月は17万円、同年4月から9年2月までは18万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月から10年6月までは19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成5年5月、7年7月及び8年2月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、事業主は、「申立人の業務内容及び勤務形態等については、その前後の月と何ら変化は無く、報酬月額及び保険料控除額も同じであったはずである。」旨陳述していることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該期間についても前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、当該期間の標準報酬月額は、5年5月は14万2,000円、7年7月及び8年2月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、事業主は当該期間の標準報酬月額について、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年7月から同年12月までについては、給料支払明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、記録訂正の必要はない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年1月から同年4月までは16万円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月から同年10月までは17万円、同年11月は18万円、同年12月は17万円、6年1月から同年10月までは18万円、同年11月は16万円、同年12月から8年3月までは18万円、同年4月から9年3月までは19万円、同年4月から11年9月までは20万円、14年1月から同年3月までは20万円、同年11月から19年6月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年7月31日、同年12月31日、16年7月31日、同年12月31日、17年7月31日、同年12月31日、18年7月31日、同年12月31日、19年7月31日、同年12月31日及び20年7月31日に支給された賞与において、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15年7月31日、同年12月31日、16年7月31日、同年12月31日及び17年7月31日は3,000円、同年12月31日は1万円、18年7月31日及び同年12月31日は5,000円、19年7月31日、同年12月31日及び20年7月31日は3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から11年10月1日まで  
② 平成14年1月1日から同年4月1日まで  
③ 平成14年11月1日から19年7月1日まで  
④ 平成15年7月31日  
⑤ 平成15年12月31日

- ⑥ 平成 16 年 7 月 31 日
- ⑦ 平成 16 年 12 月 31 日
- ⑧ 平成 17 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 17 年 12 月 31 日
- ⑩ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑪ 平成 18 年 12 月 31 日
- ⑫ 平成 19 年 7 月 31 日
- ⑬ 平成 19 年 12 月 31 日
- ⑭ 平成 20 年 7 月 31 日

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①から③までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。

また、申立期間④から⑭までに支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

各申立期間に係る給料支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額(標準賞与額)の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成5年1月から同年4月までは16万円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月から同年10月までは17万円、同年11月は18万円、同年12月は17万円、6年1月から同年10月までは18万円、同年11月は16万円、同年12月から8年3月までは18万円、同年4月から9年3月までは19万円、同年4月から11年9月までは20万円、14年1月から同年3月までは20万円、同年11月から19年6月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、事業主は当該期間の標準報酬月額について、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事



業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、標準賞与額については、賞与支払明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成15年7月31日、同年12月31日、16年7月31日、同年12月31日及び17年7月31日は3,000円、同年12月31日は1万円、18年7月31日及び同年12月31日は5,000円、19年7月31日、同年12月31日及び20年7月31日は3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出漏れを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月31日、同年12月31日、16年7月31日、同年12月31日、17年7月31日、同年12月31日、18年7月31日、同年12月31日、19年7月31日、同年12月31日及び20年7月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月14日、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年7月14日は37万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日  
② 平成15年8月12日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年8月11日  
⑤ 平成16年12月21日

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社から支給を受けた申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無かった。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月14日は37万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月14日、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成19年7月及び同年8月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から21年10月19日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年9月から20年8月までは26万円、同年9月から21年8月までは28万円、同年9月は26万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月10日、20年8月5日、同年12月10日及び21年8月10日に支給された賞与において、標準賞与額10万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月1日から21年10月19日まで  
② 平成19年12月10日  
③ 平成20年8月5日  
④ 平成20年12月10日  
⑤ 平成21年8月10日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている（申立期間①）上、同社で支給された標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④及び⑤）ので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年3月1日から19年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年9月1日から21年10月19日までの期間、19年12月10日、20年8月5日、同年12月10日及び21年8月10日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の普通預金通帳において確認できる給与振込額並びに申立人と同年齢かつ同職種の同僚が提出した給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成19年7月及び同年8月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないとしていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年3月から19年6月までの期間について、申立人提出の普通預金通帳において確認できる給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳及び給与支払明細書等の関連資料は見当たらない。

また、申立人と同年齢かつ同職種の同僚が提出した給料支払明細書において確認できる当該期間の差引支給額は、申立人の普通預金通帳において確認できる給与振込額とおおむね一致しているところ、当該同僚の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額より低額となっている。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、厚生年金保険法を適用する申立期間のうち、平成19年9月1日から21年10月19日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると12万6,000円と記録されている。しかし、申立人に係る「市・県民税証明書」から判断すると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が、申立人提出の給料支払明細書から、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が、事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年9月から20年8月までは26万円、同年9月から21年8月までは28万円、同年9月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月10日、20年8月5日、同年12月10日及び21年8月10日について、申立人提出の普通預金通帳において確認できる賞与振込額並びに申立人と同年齢かつ同職種の同僚が提出した当該期間に係る賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から判断すると、標準賞与額10万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が実際の標準報酬月額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の標準報酬月額に係る定時決定は、被保険者報酬月額算定基礎届に記載された算定基礎月の中に報酬支払基礎日数が20日未満の月がある時は、当該月を除いて計算する必要があるため、平成5年6月11日にA社に入社した申立人の同年6月の給与は、同社の給与締切日が毎月15日であることから、報酬支払基礎日数20日未満となり、同年6月は、標準報酬月額の算定基礎となる月とはならない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の同年7月の報酬月額を算定基礎として決定されるべきところ、同社が保管するB社会保険事務所（当時）の受付印が押された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」から、同年7月の申立人の報酬月額は、標準報酬月額24万円に相当する金額であることが確認できる。

また、B年金事務所は、「当事務所には、申立人の申立期間に係る報酬月額算定基礎届等は残存しないが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成5年7月の報酬月額から、24万円と決定すべきであった。」旨回答している。

さらに、申立人は、「申立期間前後の給与額に大きな変動は無かった。」旨陳

述しているところ、オンライン記録から、平成6年10月1日に申立期間中の同年5月から同年7月までの申立人の報酬月額を基礎として定時決定された標準報酬月額は26万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年6月1日から33年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年6月から32年7月までは6,000円、同年8月から33年7月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月5日から同年6月1日まで  
② 昭和29年6月1日から33年8月1日まで  
③ 昭和34年10月1日から36年4月1日まで

年金事務所の記録では、私がB社に勤務した期間の一部（申立期間①）及びA社に勤務していた期間の一部（申立期間②及び③）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する申立人に係る労働者名簿から、申立人の雇入年月日は、昭和29年6月1日であることが確認できる上、同社の前事業主（現取締役）は、「申立人がF市に所在した当社の支店（以下「C支店」という。）に勤務していたことを記憶しており、申立人は、申立期間において当社に在籍していた。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間において同社C支店に在籍していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年2月1日から申立人が同社での被保険者資格の喪失日と主張する36年4月1日までの間に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚16人のうち、同社C支店の在籍者を含む労働者名簿が残



存する13人の雇入年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日を照合したところ、雇入年月日より後の被保険者資格の取得者は、雇入年月日から1か月後の被保険者資格の取得者2人のみ（A社が適用事業所となった昭和29年2月1日の被保険者資格の取得者2人を除く。）である。

さらに、A社の前事業主は、「当社に事務職として約40年間勤務していた元従業員は、『申立期間当時の代表取締役から、適用事業所となってからは、従業員全員を厚生年金保険に加入させたという話を聞いたことがある。』と語っている。申立人は、他の従業員と同じく当社に正社員として勤務しており、申立人のみが入社後長期間にわたり厚生年金保険に未加入となっていることは、不自然である。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社C支店に勤務していた同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和29年6月から32年7月までは6,000円、同年8月から33年7月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前事業主は、申立期間当時の事務担当者が申立人に係る資格取得届の提出を忘れていた可能性がある旨陳述している上、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和33年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年6月から33年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人は、「A社C支店の責任者からの要請で異動した同社D支店に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」旨申し立てている。

しかし、A社の前事業主は、「当社の支店は、C支店のみであり、G市に支店は無かった。」旨陳述している上、同社C支店の責任者の子は、「申立人がG市の事業所に勤務していたことは、亡父から聞いていたが、当該事業所がA社の支店であったかどうかは知らない。」旨陳述している。

また、申立人がA社D支店の責任者であったとする者の氏名は、同社に係る上記被保険者名簿に確認できない上、同社の前事業主は、「当該責任者であったとされる者のことは知らない。また、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。」旨陳述している。

さらに、A社保管の申立人に係る労働者名簿に退職日の記載は無く、申立人

の雇用保険の加入記録も確認できないが、同名簿には、「34.10.2 喪失確認 E失業保険課」の押印が確認でき、当該確認印の日付は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和34年10月1日の翌日であることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失に併せて、申立人の失業保険の資格喪失に係る届出が管轄公共職業安定所に対して行われたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「A社に入社する直前までB社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」旨申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、回答のあった同僚13人は、申立人のことを記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態に関する陳述を得ることはできなかった。

また、B社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人のことは覚えていない。」旨陳述しているため、同社及びこれらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、B社の解散時の事業主は、「当社を退職していない従業員の被保険者資格を喪失させるようなことはなかったはずである。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成19年11月及び同年12月は53万円、20年1月は50万円、同年2月から同年9月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月1日から20年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判った。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる給与支給額（当該給与明細書に記載されている「非税通勤費2万5,000円」については、事業主が「マイカーの業務使用費として支給している。」と陳述していること、及び支給額が他の同僚と同額であることから、報酬月額に含まれる通勤費には該当しないと考えられる。）から、平成19年11月及び同年12月は53万円、20年1月は50万円、同年2月から同年9月ま

での期間は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の資料が無いため不明としているが、給与明細書（申立期間より前の期間に係る給与明細書を含む。）において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に、資格喪失日に係る記録を35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、31年6月から34年9月までは5,000円、同年10月から35年2月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から35年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、B高等学校の定時制課程に入学して2か月が経過した昭和31年6月から、同校を卒業した35年3月まで、C業務員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の専務取締役は、「当時、従業員全員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているほか、申立人が勤務したD部門のリーダーであった同僚も、「申立期間当時、D部門の従業員は全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と陳述している。

さらに、申立人と同じ高等学校の定時制課程の同級生であり、申立人の紹介でA社に入社した同僚二人（このうち一人は、申立人と業務内容が同じ。）には、A社における被保険者記録が確認できるところ、このうち聴取することができた一人は、「私は、入社後すぐに厚生年金保険に加入しており、当時、試用期間は無かったと思う。私よりも1年早く入社している申立人に加入記録

が無いことは考え難い。」旨陳述している。

加えて、申立人及び聴取を行った元従業員が記憶する同僚 11 人は、いずれも、A社における被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同職種の同級生の記録及び申立人と同年代の同僚の記録から、昭和 31 年 6 月から 34 年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 35 年 2 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 6 月から 35 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月

私は、過去に2度転職したが、その都度、自宅に送付されてきた納付書を、A県のB社会保険事務所(当時)の2階受付窓口に持参して国民年金保険料を元妻の分と一緒に納付した。

申立期間は、元妻は納付済期間であり、私に納付記録が無いことは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻のオンライン記録を見ると、申立人の1度目の転職当時において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成11年9月19日に、申立人の元妻は国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、共に同日付で、国民年金保険料の納付を要する第1号被保険者の資格を取得するとともに、申立人が転職し厚生年金保険被保険者の資格を再取得した同年11月4日に、申立人の元妻は第3号被保険者資格を再取得したことが確認できる上、申立人及びその妻共に、同年11月24日に同年9月及び同年10月の保険料を納付していることが確認できることから、この頃に国民年金及び厚生年金保険の切替手続が適切に行われたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の2度目の転職当時である申立期間当時において、申立人は、平成15年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、翌月の同年3月1日に同被保険者の資格を再取得していることが確認できるところ、申立期間に国民年金の第1号被保険者の記録が無い上、国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の元妻の当該期間は、申立人は納付済期間であると主張しているが、引き続き、国民年金保険料の納付を要しない第3号被保険者のままであることが、それぞれのオンライン記録により確認できることなどを踏

まえると、申立人及びその元妻共に、国民年金への切替手続が行われなかったものとするのが自然である。この場合、申立人の申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人に転職当時の状況について改めて事情を聴取したが、2度の転職に際して、いずれも自宅に納付書が送付されてきたので、社会保険事務所(当時)の窓口で国民年金保険料を納付したと主張するのみであり、国民年金への切替手続の状況及び納付金額等に関する具体的な内容について記憶が曖昧である。

さらに、別の基礎年金番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、磁気テープに基づく納付書の作成等、事務処理の機械化が一層促進されるなど、記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年4月までの期間及び8年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月から5年4月まで  
② 平成8年2月から同年7月まで

私は、会社を退職し、次の職場に再就職するまでの期間は国民年金に加入し、その間、納付書で国民年金保険料を数回に分割して金融機関で納付していたのに、申立期間に加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人がA社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成12年10月11日に初めて国民年金第1号被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は、記録の上では国民年金の未加入期間(そのうち、平成5年4月及び8年7月は厚生年金保険被保険者期間)であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前の期間であることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号に設定される前に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、当時における国民年金の加入手続の状況については、特に覚えていることはないとして記憶が曖昧である。

さらに、申立期間①及び②当時は、既に領収済通知書の光学式読取機による

入力等、収納事務の機械化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている上、申立人が当該期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの期間、58年10月及び60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から同年12月まで  
② 昭和58年10月  
③ 昭和60年5月

私は、最初の会社を退職した後の昭和49年10月頃、母親に国民年金の加入を勧められ、母親にA県B市役所で国民年金の加入手続を行ってもらい、再就職するまでの申立期間①を含む52年7月までの期間の国民年金保険料を納付してもらった。それなのに申立期間①が未納となっているのは納得できない。

その後も会社を退職するたびに国民年金の再加入手続を母親に行ってもらい、納付してもらっていたので申立期間②及び③についても未納となっているのはおかしい。

申立期間当時の国民年金手帳及び領収書は処分しており、また、加入手続及び国民年金保険料の納付は全て母親に任せていたので詳細な納付時期、金額等は覚えていないが、B市役所で納付書により納付してもらったことを母親から聞いている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和52年4月11日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、当該払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号では時効により、制度上、納付することができず、加入手続後の昭和53年7月以降に第三回特例納付制度が実施されているものの、納付を担当したとする申立人の母親は特例納付制度を認識しておらず、特例納付

を裏付ける事情もうかがえない。

申立期間②及び③について、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間②及び③共に平成10年7月に申立期間の国民年金被保険者資格の期間が追加されていることが確認できることから、資格が追加されるまでは国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を制度上、納付することができない上、追加訂正時点においても、申立期間の保険料は時効により、制度上、納付できない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び再加入手続並びに国民年金保険料の納付を担当したとする申立人の母親の加入、再加入手続及び保険料の納付に関する記憶は定かではなく、当時の具体的な加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5622 (事案 1363 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、未納になっている申立期間を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。口頭意見陳述で話そうと思っていたが、話せなかったことがあり、そのことがずっと気になっていたので、今回、改めて伝えたいということで再申立てをする。

私は、申立期間当時、二つの勤務先で働いており、月給を合わせて40万円ぐらいもらっていた。その頃財布には常に現金で10万円ぐらいは持ち歩いていたので、一括で特例納付することについては経済的に全く問題がなかった。

私は、間違いなく国民年金の加入手続と同時にA県B市の国民年金担当者に窓口で直接特例納付したので、申立期間を納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が特例納付したとする昭和46年は、特例納付実施期間中(第1回)であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であるものの、B市では、国庫金となる特例納付保険料及び過年度納付保険料の徴収事務を行っておらず、市役所で納付したとする申立人の陳述とは符合しない上、申立人の特例納付をめぐる記憶は定かではなく、申立期間の保険料を特例納付していた事情はうかがえない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間当時、経済的に特例納付が十分可能であったと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年10月まで

私は、平成7年2月に会社を退職した際、会社の人事部から「年金は納付しなければいけない。」と聞いていたので、退職直後にA県B市役所で自身の国民年金の加入手続きを行い、定期的に銀行で国民年金保険料を納付していた。

平成7年7月に結婚し、その後の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を毎月又は2か月ごとに銀行で納付書を使用して同日に納付していた。

私が自身で記入していた会計簿にも申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料額が毎月記入してあり、間違いなく私が夫婦二人分の保険料を同日に銀行で納付しているの、私の申立期間が未納とされている記録について納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自身が夫婦二人分を定期的に金融機関で同日に納付していたと申し立てているが、申立人が申立期間の保険料額を記載したとする家計簿（会計簿）を見ると、記載されている金額は、当時の夫婦二人分の保険料額と一致している箇所もあるものの、申立人は「毎月の家計の目安として記載した金額で、領収書を基に逐一記載したものではない。」と陳述している上、保険料記載欄に保険料以外の金額が記載されている箇所及び保険料額が月ごとに異なっている箇所もあることから、家計簿の記載どおりに保険料が納付されていたとまで判断することはできない上、申立人夫婦に係るオンライン記録を見ると、申立期間の保険料は夫婦共に未納と記録されており、夫婦に係るB市の国民年金被保険者名簿と一致している。

また、申立人は銀行で申立期間の国民年金保険料を納付していたと陳述して

いるが、平成11年11月にB市に転居する以前の納付について、具体的な記憶がない上、A県C市又はB市いずれの納付書で、いつ納付したか記憶が定かではなく、申立期間当時の申立人夫婦の具体的な納付状況を確認できない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入以降であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、記録漏れ、記録誤りなどの事務的過誤が生じる可能性は低いとされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は上述の家計簿以外になく、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月

私が、平成8年8月に離婚した直後、突然、A社会保険事務所（当時）から自宅に国民年金保険料の納付書が送られてきた。

私は訳も分からず、当時4歳になったばかりの長女を連れ、A社会保険事務所に出向いた。

その際、職員に「未納保険料を納付してください。」と勧められたが、私は納得いかず、「離婚したばかりでお金も無く不安な上、たった1か月の未納保険料をどうして納付しなければいけないのか。」と職員に文句を言った。

しかし、私の主張を受け入れてもらえず、渋々窓口において持参した納付書で申立期間の国民年金保険料を納付した。保険料について、納付金額は1万2,000円ぐらいだった記憶がある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚した平成8年8月直後にA社会保険事務所から送付されてきた国民年金保険料の納付書を使用し、同社会保険事務所の窓口で申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間について、平成10年7月29日付けで、それまでの国民年金第3号被保険者資格を離婚日である8年8月\*日に遡って喪失していることが確認できる。この場合、資格の得喪処理により、初めて申立期間が国民年金第1号被保険者期間であることが判明したものと推定でき、申立人に対し、同年中に申立期間に係る納付書の送付は無かったと考えられることから、離婚直後、自宅に納付書の送付が



あったとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料をA社会保険事務所で現年度納付したと陳述しているところ、社会保険事務所（当時）が現年度保険料の徴収をはじめたのは平成14年4月以降であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、社会保険事務所が、平成10年8月3日に過年度納付書を作成していることが確認でき、申立人はこの時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は申立期間の保険料を過年度納付した記憶がないと陳述している上、申立人の国民年金手帳記号番号と厚生年金保険被保険者記号番号は9年1月にそれぞれ基礎年金番号となっており、11年9月に両方の番号が統合されるまで社会保険事務所は申立人の国民年金記録と厚生年金保険記録を別々に管理していたと考えられることから、当該納付書は過年度納付可能な8年8月から10年3月までの期間（20か月）の納付書であったと推定でき、申立期間1か月分の納付書が送られてきたとする申立人の陳述と符合しない。なお、申立人が、当該納付書により保険料を納付した場合、8年9月以降の保険料は申立人の国民年金記録と厚生年金保険記録が統合された11年9月以降に還付されることになるが、当該期間の保険料が還付処理された事跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年9月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、同居していた父が行った。

現在所持している年金手帳の被保険者となった日が昭和56年4月1日となっており、父はこの日に加入手続を行ったと言っている。

父は、「当初の加入手続及び納付金額などの記憶はないが、国民年金保険料は、年度始めに一括で納付した。未納は無い。また、未納であれば、何か連絡があるはずだ。」と言っている。

父が納付した申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳に被保険者となった日が昭和56年4月1日と記載されており、申立人の父親がこの日に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している被保険者の資格取得記録から、平成元年1月頃であることが推定でき、昭和56年4月に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、A県B市の国民年金被保険者検認台帳及びオンライン記録を見ると、国民年金被保険者資格を申立人が大学を中退したとする年の昭和56年4月1日に遡って取得していることが確認できるが、申立人の加入手続時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を平成元年 1 月 31 日に、昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの保険料を平成元年 3 月 31 日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、この過年度納付の時点で、時効にかかわらず納付が可能であった保険料が遡って納付されたものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

昭和46年3月に短大卒業後、家業を手伝っていた。同年4月中旬に、両親の国民年金保険料の集金のために母の知人でもある集金人が来て加入を勧められたので、集金人に加入手続を依頼し、同年4月分からの集金となった。父が家族全員の保険料を用意し、店番をしている家族の誰かが毎月来る集金人に支払った。20 cm×15 cmぐらいの白い1枚ものの各自の用紙は毎年4月から翌年3月まで押印できるようになっており、それに集金人が認め印を押してくれ、1年終わるごとに領収書をもらっていた。翌年の47年4月に兄も加入するため、同じ集金人が加入手続をしてくれ、それ以後は家族4人分の保険料を父が用意してくれた。私が50年11月に結婚するまで支払ってもらったのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学卒業後の昭和46年4月に集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人が結婚するまで、申立人の父親が用意してくれた保険料を両親と共に3人分、また、47年4月からは申立人の兄を含み4人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人が所持する国民年金手帳の発行日及びA県B市の被保険者名簿に記録されている受付日から、申立人は昭和49年10月3日に加入手続を行ったことが確認でき、この時点において、申立期間のうち、46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

また、上記の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人及

びその家族に保険料を一括して納付した記憶はなく、基本的に現年度納付しか取り扱わない集金人に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立内容のとおり、申立人が短期大学を卒業した昭和46年4月に集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、申立人又はその家族が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるが、申立期間に係るB市の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、現在所持する年金手帳は1冊のみであると陳述している。

なお、申立期間当時、申立人家族の国民年金保険料を集金していたとする元集金人は、申立人の国民年金の加入手続を行ったか否かについては記憶がないと陳述している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年2月まで

私は、ねんきん特別便で加入漏れ期間を発見し、平成20年5月8日にねんきん特別便専用ダイヤルにて相談したところ、担当者から「昭和36年4月から61年3月までの期間は確かに任意加入し納付されている。最寄りの社会保険事務所（当時）で、この期間の記録訂正及びこの期間に係る年金額を一括で受け取るか、受給年金額に上乘せ措置を取ってください。」と指示があり、最寄りのA社会保険事務所（当時）に記録の訂正を求めたが認めてもらえなかった。

私は、申立期間当時の加入手続及び納付の状況について記憶は定かではないが、子供を自転車に乗せB県C市役所へ国民年金保険料を納付するために行っていた記憶は鮮明に残っている。

国民年金保険料の納付書は、手書きでカーボン複写の物であった記憶があり、保険料額は、数千円だった時期より前の期間なので、3か月で1,000円あるいは2,000円ぐらいだったかもしれないが、記憶は定かでない。また、オレンジ色の年金手帳を2冊所持していたが、統合に伴い年金手帳も処分したので、申立期間当時のことを確認できるものは何もないが、ねんきん専用ダイヤルの担当者が昭和36年4月から61年3月まで任意で加入し納付していると回答したのだから、申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和51年3月8日に国民年金に任意加入している記録があり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和51年4月）及びオンライン記録の被

保険者資格の取得日とも符合していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 41 年 11 月までの期間は、厚生年金保険の脱退手当金支給済期間であるため、合算対象期間（カラ期間）となっていること、及び同年 12 月から 51 年 2 月までの期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、納付書の発行も行われなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料は手書きの納付書で納付したと陳述しているところ、C 市で納付書による保険料の納付が可能となったのは昭和 48 年 1 月以降であり、47 年 12 月より以前は印紙検認方式であったこと、及び申立人はオレンジ色の年金手帳を 2 冊所持していたと陳述しているところ、年金手帳がオレンジ色になったのは 49 年 11 月以降であり、同年 10 月より以前は異なる色であったことから、いずれも申立人の陳述と符合していない。

加えて、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及びオンライン記録において別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は、「ねんきん特別便専用ダイヤルの担当者が、申立期間に任意加入し納付していたと回答した。」と主張するのみで、加入手続及び国民年金保険料の納付状況については記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から55年3月まで

私は、会社を退職した昭和47年6月に自分でA県B市役所へ出向き、国民年金の加入手続をした。加入時から国民年金保険料の納付を開始し、その後も自身で納付してきた。1か月分の保険料は2,000円又は3,000円で、送られてくる納付書を使い1か月分又は2か月分を市役所で納めていた。それなのに申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月頃に、B市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も自身で現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和55年10月13日にB市で国民年金被保険者資格取得届を行っていることが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は申立期間のうち、昭和53年9月以前の期間の国民年金保険料を時効により、制度上、納付できず、同年10月から55年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は1か月分又は2か月分を継続して納付してきたと陳述しており、過去の未納保険料を一括納付した記憶がないとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は94か月(7年10か月)と長期間であり、B市及び社会保



険事務所（当時）において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和51年に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料は欠かさず口座振替で納付していた。途中で資格喪失の手続を行った記憶は全くない。

しかし、記録では申立期間が未加入期間とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料は欠かさず口座振替で納付し、資格の喪失に係る届出を行った記憶は全くないと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、特殊台帳及びA県B市の電算記録によると、いずれも申立人が58年10月22日付けで任意加入被保険者資格を喪失した旨記録されている上、申立人に係るB市の昭和58年度収滞納一覧表によると、昭和58年10月以降は資格喪失期間である旨記録されていることが確認できることから、申立期間において申立人は国民年金被保険者として管理されていなかったものと推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成3年3月まで

私の国民年金については、平成元年6月ごろ、私の母親が加入手続を行った。その際、母親は、昭和63年6月に遡って国民年金の被保険者資格を取得した上、加入手続後すぐに、加入手続を行うまでの約1年程度の期間に係る国民年金保険料を、金融機関窓口で遡って納付したとしている。

また、母親は、以降の国民年金保険料についても、金融機関から納付書を使って定期的に納付しており、特に、平成2年からの私の保険料は、私の弟の保険料と一緒に納付していたということである。

ところが、最近になって納付記録を確認すると、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていない扱いになっており、納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金の加入手続時期について、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する付加保険料の納付申出者の申出年月日が、いずれも3年4月中であることから、申立人に係る加入手続についても、この時期に行われたものと推認でき、申立内容とは一致しない。

また、オンライン記録からは、申立人が、平成3年4月1日を資格取得日として、国民年金の強制加入被保険者となっていることが確認でき、このことは、同年5月に作成されたA県B市の平成2年度分の国民年金保険料収滞納一覧表において、申立人が、平成2年4月から3年3月までの期間、国民年金の未加入者とされている記載とも整合する。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、加入手続の際、一年程度遡って資格を取得したとしてい

るが、申立人の母親によると、昭和 63 年 6 月以降、平成 4 年 3 月までの期間について、申立人は学生であったということであり、この場合、3 年 4 月 1 日の法改正に伴い学生が強制加入被保険者とされるまでの間は、任意加入期間となることから、制度上、加入手続以前に遡って資格を取得することはできず、申立内容とは相違する。

加えて、申立人は、平成 2 年以降、申立人の弟と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人とその弟の国民年金手帳記号番号は連番であることから、両者の加入手続は、上記で推認できる加入手続時期に同時になされたと考えられる上、オンライン記録によると、申立人の弟も申立人と同様に、3 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しており、申立人の弟についても、上記資格取得日より前は未加入期間となることから、申立人が、平成 2 年中にその弟と一緒に保険料を納付することはできない。

ほかに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その状況は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から平成元年2月まで

私は、昭和58年6月の会社の退職と同時に国民年金に加入し、加入手続は、A県B市C区役所又は同市D区役所のどちらかで行ったと思う。加入後に結婚、離婚及び再婚などがあれば、必ずその都度、変更手続を行ってきた。

当初、国民年金保険料額は1万円弱ぐらいから年々上がっていったように思うが定かではない。しかし、役所から郵送されてきた納付書に従って、毎月、定期的に納付していた。近くに銀行はあったが、役所なら間違いないと思い、必ず住所地の役所まで出向いて保険料を納付していた。

私は、領収書も数年間は保管していたが、役所を全面的に信用していたため、その後、処分してしまった。申立期間については、必ず役所で納付していたはずであるのに、未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月に厚生年金被保険者資格を喪失した際、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも平成元年4月中であることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この時期に行われ、その際、昭和58年6月に遡及して国民年金の資格の取得がなされたものと推認できる。このことは、i) 国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の手帳記号番号の払出日、ii) オンライン記録における申立人の平成元年3月1日付け第3号被保険者該当に係る処理日が、どちらも同年5月2日であることと整合するが、申立内容とは一致しない。

また、申立期間は5年9か月にも及び、上記加入手続時点において、申立期

間の大部分は、制度上、時効により遡及納付できない期間であることに加え、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、B市役所の窓口で定期的に納付していたと主張しており、同市が、過年度保険料は同市役所窓口において収納していなかったとしていることに鑑みると、申立期間に対し過年度納付が行われたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から52年3月まで

時期は定かではないが、A県B市に居住している時に父が私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまでは、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C県D市において、昭和53年9月30日を国民年金任意加入被保険者資格の取得日として払い出されており、それ以前である申立期間は、国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳について、結婚に伴い転居したD市において、それ以前にA県で交付された年金手帳を回収された上、新たに交付されたとしているものの、当該手帳を見ても、申立人に係る初めての国民年金被保険者資格は、昭和53年9月30日付け任意加入による旨が記載されており、オンライン記録と符合し、それ以前の手帳交付等がうかがえる事跡は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は6年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国

民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から47年3月まで  
昭和45年11月頃に、伯父がA県B市役所で国民年金の加入手続を行った。  
申立期間当時は伯父の仕事を手伝っており、国民年金保険料の納付については、毎月給与から保険料を天引きしてもらっており、伯父又は伯母がB市役所で保険料を納付していたはずである。  
申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月頃に、伯父がB市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、47年7月17日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日を見ても昭和47年7月11日であり、国民年金手帳記号番号の払出時期と符合し、また、同年4月から同年6月までの国民年金保険料の納付日は、発行日と一致していることから、申立人は同日に加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人は、毎月給与から保険料を天引きされ、伯父又は伯母が市役所で納付していたはずであると申し立てており、過年度納付がうかがえる事情は認められない。

加えて、申立期間の国民年金手帳保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、また、保険料納付等を担っていたとする申立人の伯父夫婦は、いずれも他界しているとしているほか、申立人から詳細な陳述を得ることができず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、結婚後しばらくして、母がA県B市役所で私たち夫婦の加入手続きをしてくれたと思う。

母が加入手続きをしてくれた時に、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を、20歳到達時まで遡って分割で納付できるようにした上で、納付書を渡してくれたので、私自身が、金融機関で夫婦二人分の保険料を遡って納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和50年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、53年3月10日に払い出されており、申立期間は、国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和50年4月1日であり、また、名簿作成日は、53年3月10日となっており、オンライン記録等と符合する。

さらに、オンライン記録を見ると、納付時期は不明であるものの、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期の昭和53年3月時点で納付可能な50年4月以降の国民年金保険料について、納付済みとなっている。

このことを踏まえると、申立人が遡って分割して納付したとするのは、当該時期以降の国民年金保険料に係る納付の記憶である可能性を否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料額及び納付期間等についての記憶が曖昧である上、国民年金への加入手続を行い、遡って納付できるようにしてくれたとする申立人の母親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

国民年金の加入について、時期は定かではないが、結婚後しばらくして、義母がA県B市役所で私たち夫婦の加入手続をしてくれたと思う。

義母が加入手続をしてくれた時に、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を、20歳到達時まで遡って分割で納付できるようにした上で、納付書を渡してくれたので、妻が、金融機関で夫婦二人分の保険料を遡って納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和50年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、53年3月10日に払い出されており、申立期間は、国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和50年4月1日であり、また、名簿作成日は、53年3月10日となっており、オンライン記録等と符合する。

さらに、オンライン記録を見ると、納付時期は不明であるものの、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期の昭和53年3月時点で納付可能な50年4月以降の国民年金保険料について、納付済みとなっている。

このことを踏まえると、申立人が遡って分割して納付したとするのは、当該時期以降の国民年金保険料に係る納付の記憶である可能性を否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料額及び納付期間等についての記憶が曖昧である上、国民年金への加入手続を行い、遡って納付できるようにしてくれたとする申立人の義母は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 10 日から 31 年 6 月 27 日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B支店における加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和31年12月13日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の記載が有り、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計10ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した23人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め15人見られ、そのうち9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被

保険者期間がなければ年金は支給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 21 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 11 日から同年 9 月 21 日まで  
③ 昭和 34 年 9 月 23 日から 40 年 12 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年4月5日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後計100人のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員22人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め18人見られ、そのうち15人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和41年2月10日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手

当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間と脱退手当金支給決定日との間に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、当該未請求となっている被保険者期間は脱退手当金の支給決定日直前の約1か月間であり、脱退手当金裁定請求後に勤務したものと考えられることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月17日から35年5月5日まで  
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年9月16日に支給決定されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同年6月11日に旧姓から新姓に訂正されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に伴い処理されたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員45人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め39人見られ、そのうち36人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被

保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 22 日から同年 10 月 15 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 44 年 6 月 16 日まで  
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 14 日まで  
④ 昭和 45 年 5 月 12 日から同年 8 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社、C社及びD社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人のD社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金支給決定日(昭和46年6月10日)の8日前の昭和46年6月2日付けで、旧姓から新姓へ氏名変更されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月21日から32年12月16日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
しかし、私は、脱退手当金が支給された当時、体を壊して自宅で療養していたため脱退手当金の請求手続はしていないし、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年7か月後の昭和34年7月17日に支給決定されているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日は、同年6月17日に戸籍上の生年月日に訂正されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に伴い処理されたものと考えられる。

また、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10901

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。B社から別法人のA社での勤務を命じられ、同社で約5か月間勤務した後、B社に復帰した。A社での勤務中も厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、B社で経理・社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時の給与支払方法及び厚生年金保険料等を控除していたかはよく覚えていない。」旨陳述している上、申立期間当時の同社の事業主は連絡先不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の健康保険被保険者証について、「二人目の子供が産まれるため健康保険被保険者証が必要だった。妻が任意継続被保険者資格の取得の手続を行った。」旨陳述しているところ、申立期間にA社で勤務していたとしており、申立人同様に当該期間の被保険者記録が無い複数の同僚も、「申立期間当時の健康保険被保険者証は、B社の継続療養（任意継続）であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間と一緒に勤務していた同僚二人の加入記録は有るのに、私の記録だけ無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、同事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る前述の元同僚の一人（資格取得日は、昭和 41 年 6 月 1 日）は、「A社には、申立人の紹介で昭和 41 年 3 月又は同年 4 月頃に入社した。申立人は、私が入社して 2 か月ないし 3 か月後に退職した。同事業所では 2 か月ないし 3 か月間の試用期間が有り、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と陳述していることから、申立人の勤務期間が申立期間よりも短かったことも考えられ、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 37 年 9 月 25 日まで  
私の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間は脱退手当金支給済みとなっているとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 37 年 9 月 25 日に退職したが、脱退手当金を請求したこと、及び受領したことはないと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同社を退職した約 2 年 1 か月後の昭和 39 年 11 月 4 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、当該氏名変更は、脱退手当金の請求に併せて行われたものと考えるのが自然である。

また、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 13 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで A 社で、同年 4 月 1 日から 46 年 9 月 13 日までは B 社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求したことも、受給したこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書等を見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致し、支払金融機関は当該住所地に比較的近い郵便局での隔地払（通知払）となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者証滅失届を見ると、「紛失した理由」欄には、脱退手当金を請求する際に、同被保険者証の再発行が必要となった旨が記載されている。

さらに、B 社における厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示がある上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 31 日から 33 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 2 日から 39 年 5 月 1 日まで

申立期間①及び②について、私は、昭和 32 年 7 月に、家の近所にあった A 社に就職し、36 年 6 月末日に退職するまで、継続して勤務した。

また、申立期間③について、B 社において、C 社が設立される時期まで勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録では、これらの申立期間は空白となっており、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間も継続して A 社に勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、申立人は、「私の生年月日は、昭和 19 年 \* 月 \* 日であるが、A 社に入社した際、生年月日を一歳年長の 18 年 \* 月 \* 日として申告した。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日は一歳年長の「昭和 18 年 \* 月 \* 日」と記載されていることが確認でき、当該昭和 18 年 \* 月生まれの者の中学校卒業時期は、「昭和 33 年 3 月」となる。

そこで、上記被保険者名簿において、昭和 33 年 3 月に中学校を卒業した後に、厚生年金保険に加入した 3 人の資格取得日を調査したところ、いずれも申立人が A 社で被保険者資格を再取得した日と同一日の同年 9 月 1 日であるこ

とが確認できる上、申立期間中に、被保険者資格を取得している者の中には、同年3月に中学校を卒業した者及びそれより年少の者は見当たらない。

また、当時の同僚からは、「小・中学校に通う合間に仕事を手伝っていたことはあったが、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、中学校を卒業してからであった。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は所在が不明である上、経理事務担当者であった者は「申立人のことを覚えていない。」と陳述しているほか、申立人が同僚として氏名を挙げた申立人の兄も、「妹とはA社で一緒に働いていた記憶はあるが、申立期間当時のことはよく覚えていない。」と陳述しているなど、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について、確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による各種検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、上記被保険者名簿から、所在の判明した複数の同僚に事情照会したところ、複数の同僚から、「申立人のことを覚えている。」旨の回答を得られたものの、いずれの同僚も、「申立人の退職時期までは覚えていない。」と陳述しており、申立人の退職時期を特定することはできず、申立期間の在職について確認することができなかった。

また、上記のとおり、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は所在不明であるため事情照会することはできず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による各種検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間もB社で勤務していたと申し立てているが、事情照会に対し回答を寄せた同僚は、「申立人の勤務期間及び退職時期を記憶していない。」と陳述しており、申立人の退職時期を明らかとすることはできなかった。

また、申立人は、「申立期間当時の事業主の息子の紹介で入社した。」と陳述しているが、当該事業主の息子からは、具体的な回答を得られなかったほか、当時の事業主は既に死亡しており、社会保険事務担当者であったとされる同僚も所在が不明であることなどから、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について、事情照会を行うことはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による各種検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 6 月 30 日から 25 年 10 月まで  
② 昭和 26 年から 27 年まで  
③ 昭和 27 年から 29 年まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。

また、申立期間②はB社で、申立期間③はC社でそれぞれ勤務していたのに、加入記録が全く無いとのことである。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 25 年 10 月までA社で勤務し厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、商業登記の記録によると、A社は昭和 27 年 1 月に解散しており、事業主からも申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人がA社の同僚として名前を挙げた者のうち、唯一聴取できた者は、「申立人を覚えているが、いつまでA社で勤務していたかまでは覚えていない。」と陳述しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち8人に照会し、6人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態等を確認できない。

申立期間②については、申立人が同僚として名前を挙げた者のうちの一人（昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 7 月 10 日までB社で被保険者記録が有る。）

が、「申立人を覚えている。私より先に勤務しており、退職も私より遅かったと思う。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、商業登記の記録によると、B社は平成12年2月に解散している上、申立期間当時の事業主は連絡先が不明のため聴取できず、同社解散時の事業主も「関連資料等が無いので、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は分からない。」としている。

また、申立人の在職を記憶していた前述の同僚は、「B社では、厚生年金保険に加入しない従業員がいた。加入については、事業主の判断で行っていた。」としているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚として名前を挙げた複数の者の記録を確認できない上、申立人の陳述する同社の申立期間当時の従業員数（35人）と同名簿で確認できる被保険者数（昭和26年12月1日時点で8人）には相当の乖離がみられることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の内容に遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、C社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人はC社での同僚として複数の者の名前を挙げているが、いずれも連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月から 15 年 3 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には平成 14 年 11 月から勤務しており、申立期間も厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、B社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるとしている。

また、オンライン記録から、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が有る者、及び申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同じ日に資格を取得している者等 20 人に照会文書を郵送したが、全員から返信が無く、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録及びA社が加入していたC健康保険組合の加入記録を見ると、申立人はいずれも平成 15 年 3 月 1 日付けで資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月16日から23年7月頃まで

私は、昭和21年3月23日から23年7月頃まで、A社（現在は、B社）で勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

A社に勤務している期間に二度の冬を越し、同社を退職してC県に帰郷したことを記憶しているので、申立期間について同社に勤務していたことに間違いない。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年3月23日にA社に入社し、申立期間も同社で勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「A社は、申立期間後の昭和29年9月に当社と合併しており、当該合併前から継続して勤務している者については、当社で在籍等に係る記録を保管しているが、申立人のように合併前に退職している者については記録を保管していない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録等から、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者資格を有し、連絡先が判明した60人に文書照会を行ったところ、27人から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶していなかった。

さらに、申立人は、「社会保険事務所（当時）が年金記録を紙台帳からコンピュータに入力する際、私の記録は、私と同日にA社に入社し、私よりも先の昭和21年10月に退職した私の父の記録と重複しているものと間違われて抹消されたのではないかと思う。紙台帳を探し出せば私の正しい記録が出てくるは

ずである。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立人のほか申立人の父についても同社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、両名の当該記録は、それぞれ厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月から25年10月までの期間のうち  
の7か月間  
② 昭和26年4月から同年9月まで  
③ 昭和28年3月から29年6月まで  
④ 昭和29年7月から30年12月まで  
⑤ 昭和31年1月から同年6月まで

A社、B社、C社、D社及びE社に勤務した期間について（それぞれ申立期間①、②、③、④及び⑤）、厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和24年7月から25年10月までの期間のうちの7か月間、A社で勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人が陳述する同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和26年4月から同年9月までB社で勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人が陳述する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これら

の者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、昭和 28 年 3 月から 29 年 6 月まで C 社に在籍し、同社から F 社 G 事業所に派遣され、勤務していたと申し立てている。

しかし、C 社は、「申立期間当時の関係書類は廃棄済みである。」と回答し、F 社は、「当社には、G 事業所という名称の事業所は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、C 社における同僚等の氏名を記憶しておらず、F 社の社員として二人の名字を挙げているものの、人物の特定ができないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、昭和 29 年 7 月から 30 年 12 月まで D 社で勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D 社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人が陳述する同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、D 社の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、昭和 31 年 1 月から同年 6 月まで E 社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、E 社における同僚等の氏名を記憶していない上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 6 人に文書照会を行ったところ、4 人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、E 社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 9 月 26 日から平成 2 年 1 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に在籍し、C 社で D 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と雇用形態及び業務内容が同一の同僚の陳述から、申立人が申立期間において A 社に在籍し、C 社で D 業務に従事していたことが推定できる。

しかし、B 社は、「当社保管の社会保険事務所（当時）に提出した申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格取得日は昭和 63 年 9 月 26 日、資格喪失日は平成 2 年 1 月 16 日と記載されており、申立人の申立期間における在籍は確認できない。」「当該通知書以外に、当時の関係書類を保管していないものの、申立期間における保険料は控除していないものと考えられる。」旨回答している。

また、オンライン記録によると、上記同僚も、A 社において平成 2 年 1 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年 2 月 1 日に C 社において資格を取得しており、申立人の申立期間と同一時期に被保険者記録が空白となっていることが確認できる上、当該同僚は、「申立人と一緒の時期に A 社から C 社に移籍したが、申立期間における保険料控除の状況については、覚えていない。」旨陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A 社において昭和 63 年 9 月 26 日に被保険者資格を取得し、平成 2 年 1 月 15 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 11 月から 20 年 3 月 13 日まで  
② 昭和 20 年 4 月から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社B営業所で、申立期間②は弟と一緒に同社C営業所で勤務していたことは間違いないので、期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた同僚の陳述及び申立人のA社B営業所における業務の具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社B営業所は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の担当者は、「当社は、申立期間当時、B営業所でD製品を作っていたことは社史により確認できるものの、申立期間当時の資料を保管していないため、当該工場が厚生年金保険の適用事業所であったか否かについては確認できない。」としている。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の弟にA社

C営業所において昭和20年7月18日から21年1月1日まで厚生年金保険被保険者資格の取得記録があること、及び申立人の申立期間当時の状況に係る具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の事業主及び役員は既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては確認できない。」としている。

また、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した6人に照会したところ、2人から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月26日から40年4月20日まで  
厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、結婚前にA社に勤務していた昭和36年5月26日から40年4月20日までについて、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
脱退手当金を請求及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金については請求及び受給した記憶はないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書は、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約3年8か月後の昭和43年10月11日に社会保険事務所に提出され、同年12月10日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、当該脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人によるものと推認される署名及び捺印<sup>なついでん</sup>が確認されるほか、住所地付近のB郵便局への隔地払(通知払)となっていることも確認でき、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「学卒後、最初に勤務した事業所を退職する際に脱退手当金を受け取った。」と陳述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、当該事業所に係る脱退手当金が昭和30年9月21日に支給された記録が確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月10日から33年8月29日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性16人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は9人であり、うち8人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されているとともに、同一支給日である者が確認でき、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和33年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 26 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社 B 事業所に勤務した期間の一部が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 19 年 6 月 26 日から A 社 B 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、「当時の資料等は廃棄済みのため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、A 社 B 事業所での同僚の氏名等を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、所在が判明した複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者は見当たらず、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、申立期間も継続して A 社 B 事業所に在籍し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、「当時の資料等は廃棄済みのため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。なお、当社の社史によれば、B 事業所は、昭和 20 年 7 月 \* 日に焼失している。」旨回答している。

また、A 社 B 事業所に係る上記被保険者名簿から、同名簿の申立人記載のペ

ージ及びその前後 10 ページの計 21 ページに氏名が確認できる同僚約 629 人のうち、昭和 21 年 4 月 21 日に被保険者資格を喪失している 4 人を除く 625 人は、申立人の資格喪失日である 20 年 9 月 1 日以前に被保険者資格を喪失しており、そのうち 586 人は、申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚の一人は、「会社は焼失し、ほとんどの従業員が会社を辞めることになった。」旨陳述していることから、焼失及び終戦のために同社 B 事業所が解体され、同年 9 月 1 日に申立人を含む多数の従業員を一括して資格を喪失させる取扱いが行われたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「終戦による軍隊からの復員後、昭和 20 年 10 月頃に A 社から退職勧奨の呼出しがあるまで、一日も同社に勤務していないし、同社から休職手当の支給は無かった。」旨陳述している。

加えて、A 社 B 事業所に係る上記被保険者名簿に氏名が確認でき、所在が判明した複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

なお、申立人が提出した当時の C 社会保険事務所（当時）長発行の「厚生年金保険被保険者期間について」の回答書の写しには、A 社 B 事業所での被保険者資格の喪失日について、申立人が主張する昭和 20 年 10 月 1 日と記載されているものの、日本年金機構 D 事務センターは、「当時の回答書の控えは廃棄処分済みであり、申立人の資格喪失日を同年 10 月 1 日と記載した根拠は不明であるが、C 社会保険事務所では、職員が健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる資格喪失日等を当該回答書に記入しており、A 社 B 事業所に係る同被保険者名簿において確認できる申立人の資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年 9 月 1 日であることから、資格喪失年月日の読み誤り又は当該回答書への誤記入だったと思われる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10915

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 58 年 1 月から 60 年 10 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、複数の元従業員は、「申立期間当時、A社では、毎年、社員旅行があった。」と陳述しているが、申立人は、A社では社員旅行は無かった旨陳述していることから、申立人が複数年にわたって同社で勤務していた状況はうかがえない。

さらに、上記の同僚の一人は、「申立期間当時、A社では、従業員本人の希望により、厚生年金保険に加入しない者がいた。自身も入社後8か月間は自らの希望で厚生年金保険には加入していなかった。私の同僚の中にも、同社に3年ないし4年間勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった者がいる。」と陳述しているところ、当該同僚は、A社において被保険者としての記録は無い。

加えて、申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員43人のうち所在が判明した20人及び同社で昭和60年11月から61年7月までの期間に資格を取

得している8人のうち所在が判明した4人の計24人に照会したところ、回答があった14人中6人は、自身が記憶する入社時期の3か月ないし8か月経過後に資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合でも、採用後すぐに加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、学校を卒業後すぐの昭和 16 年 4 月から 20 年 2 月まで正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を継承するC社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が名字のみを記憶する同僚二人は所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員を 61 人抽出し、このうち所在が確認できた 8 人に照会したところ、回答があった 6 人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、B健康保険組合に照会したが、「申立期間当時の加入記録は保管されていない。」との回答があったため、申立人の同健康保険組合での加入状況も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 49 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月まで勤務しており、社会保険料の金額が記載された 48 年及び 49 年分の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与所得の源泉徴収票並びに元事業主及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。しかし、A社が名称変更したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 51 年 11 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、平成 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は無いが、当時、当社は、従業員数が 4 人の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料は控除していない。従業員には、国民年金及び国民健康保険に加入するように指導していた。」と陳述している。

さらに、B社が適用事業所となった昭和 51 年 11 月 27 日に資格を取得している複数の元従業員も、「自身は、B社が適用事業所となる前から勤務していたが、同社が適用事業所となる前は保険料を控除されていなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが、申立人提出の国民年金保険料の



領収書（写し）及び申立人に係る国民年金の特殊台帳により確認できる。

また、申立人が申立期間当時、住民登録を行っていたD市の記録によると、申立人は、前職のC社で資格を喪失した日と同日の昭和47年12月21日から平成5年9月1日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人提出の昭和48年及び49年分の給与所得の源泉徴収票を見ると、社会保険料の金額は、48年が7万5,530円、49年が6万4,870円と記載されているが、当該年に申立人が納付した国民年金保険料6,600円及びD市が概算した申立人の当時の国民健康保険料約5万5,000円の合計額（6万1,600円）からみて、これらの社会保険料に厚生年金保険料が含まれている状況はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 26 日から 19 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 18 年 7 月から勤務しており、資格取得日が同年 7 月 26 日と記載された健康保険被保険者証の写しを提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社においてB社でのC業務に従事したと陳述しているところ、同社が当該業務契約時に提出した申立人に係る書類を見ると、備考欄に「A社 平成 18 年 9 月 19 日」と記載されていること、及び同社の役員の陳述から、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社並びに同社の事業主及び役員に照会したが、回答があったのは上記の役員のみであり、同人は、「申立期間に申立人が保険料を控除されていたかは分からない。」と陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人提出の健康保険被保険者証（平成 18 年 9 月 1 日交付）の写しを見ると、資格取得日は申立人が主張する平成 18 年 7 月 26 日と記載されているが、E年金事務所提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届（平成 19 年 2 月 17 日受付）を見ると、申立人のA社における資格取得日を、同年 7 月 26 日から 19 年 1 月 1 日に訂正する旨の届出が事業主により行われていることが確認できるほか、当該訂正届に添付されている理由書に、申立人の希望により資格取得日が変更された旨が記載されている。

さらに、オンライン記録において、申立人のA社での資格取得日が、平成

19年2月22日付けで、18年7月26日から19年1月1日に訂正処理され、同年2月22日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できるところ、E年金事務所は、「事業所から被保険者の資格取得日を訂正する旨の届出があった場合には、必ず理由書を添付させ、訂正前の健康保険被保険者証を回収することとしており、申立人の場合、訂正後の資格取得日に係る同被保険者証を発行する際、訂正前の資格取得日に係る同被保険証を回収したものと考えられる。」と陳述している。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間のほぼ全ての期間を含む平成18年3月21日から同年12月15日までの期間に雇用保険の失業給付（基本手当）を受給しており、基本手当の受給終了後、厚生年金保険の資格取得日と同日の19年1月1日付けで雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、F市発行の申立人に係る平成18年分市・県民税課税（所得）証明書を見ると、社会保険料の金額は16万7,935円と記載されているが、当該金額は、申立人の前職のD社（平成18年3月11日に資格を喪失）での同年における厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と一致しており、同証明書からは、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険料を控除されていた状況はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。